

# 一般社団法人映画人の墓碑の会定款

## 付・映画人の墓碑の会 運営規則

|       |    |    |      |
|-------|----|----|------|
| 平成22年 | 8月 | 1日 | 作成   |
| 平成    | 年  | 月  | 日 認証 |
| 平成    | 年  | 月  | 日 設立 |

# 一般社団法人映画人の墓碑の会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人映画人の墓碑の会と称する。

(目的)

第 2 条 当法人は、映画を愛し、平和と民主主義を支え、人間の尊厳を守った人々を共同墓地への埋葬を行い、顕彰及び追悼することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 墓碑等の企画、製作、加工、刻銘、清掃、保守管理及びその受託に関する事業
- 2 法要、追悼会、慰霊祭その他の催し物の企画、立案、運営及びその受託に関する事業
- 3 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、東京都渋谷区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 会 員

(会員資格及び会員区分)

第 5 条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

### 第 3 章 社員総会

(種類)

第 10 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(社員総会の権限)

第 11 条 社員総会は、法令の定める事項のほか、入会金及び会費の額について決議する。

(開催)

第 12 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(社員総会の議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 15 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 4 章 役員等

(役員の員数)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の制限)

第 20 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (5) 前 2 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(代表理事及び業務執行理事)

第 21 条 理事会は、理事の中から代表理事 1 名、副代表理事 1 名以上を選定する。

2 理事会は、必要に応じ理事の中から当法人の業務を執行する理事として専務理事 1 名、常務理事若干名を選定することができる。

(理事の職務権限)

第 22 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 24 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した役員の補欠として、又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は在任役員の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 26 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(名誉会長及び顧問)

第 27 条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 28 条 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (理事会の招集)

第 31 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

### (理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

### (理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 基金

### (基金を引き受ける者の募集)

第 36 条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができ

る。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 37 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第 38 条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 44 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 46 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 47 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

(設立時役員)

第 48 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりである。

|         |        |
|---------|--------|
| 設立時理事   | 野原 嘉一郎 |
| 設立時理事   | 菅野 俊雄  |
| 設立時理事   | 山口 義夫  |
| 設立時理事   | 吉田 順平  |
| 設立時代表理事 | 野原 嘉一郎 |
| 設立時監事   | 須田 勇   |

(設立時社員)

第 49 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2 1 4 9 番地 1 3  
設立時社員 野原 嘉一郎

東京都国分寺市西町二丁目34番地23

設立時社員 菅野 俊雄

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目76番地1

設立時社員 山口 義夫

千葉県習志野市谷津三丁目29番6-103号

設立時社員 吉田 順平

埼玉県所沢市大字久米2080番地の6

設立時社員 須田 勇

(法令の準拠)

第50条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

# 一般社団法人 映画人の墓碑の会 運営規則

## [第1章 総 則]

第1条 この会の運営規則は、「一般社団法人 映画人の墓碑の会 定款」をうけ、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

## [第2章 埋 葬]

第2条 映画人の墓碑の会への埋葬申し込みは、本人または家族並びに家族に準ずる者等によって、別途定める申込書に必要事項を記載し、本会宛に申し込みを行う。

第3条 理事会・常務理事会は、前条の申し込みを受理した場合は、すみやかに審議し、承諾するか否かについて決定する。

第4条 理事会・常務理事会は、前条の申し込みを、承諾あるいは拒否した場合は、その旨を申し込み人に対してすみやかに通知する。

第5条 申込人は、前条の埋葬承認通知書を受領したときは、すみやかに、次の会費を理事会に納めなければならない。

但し、本人の都合によって分割払いの申し出があったときは、これを認め、本人と理事会が、分割方法を協議の上決定する。

\*印は、特例事項として当分の間これを行う。

### 〔1〕 全骨埋葬の場合

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 生存中に予約するとき              | 20万円  |
| 死亡後のとき                  | 30万円  |
| すでに埋葬・生前予約されているものの夫または妻 | 5万円   |
| *1992年4月28日以前に死亡したもの    | 1万円以上 |

### 〔2〕 分骨埋葬の場合

|            |      |
|------------|------|
| 生存中に予約するとき | 5万円  |
| 死亡後のとき     | 10万円 |

すでに埋葬・生前予約されているものの夫または妻 5万円

＊1992年4月28日以前に死亡したもの 1万円以上

〔3〕 墓碑銘のみの場合 5万円

＊1992年4月28日以前に死亡したもの 1万円以上

第6条 1 遺族は映画人の墓に埋葬する際には、本会に対し予め連絡し具体的  
手続きについて協議する。

2 「映画人の墓碑」への遺骨の埋葬は年一回、その年の合同追悼会  
当日とする。

3 埋葬方式は、散骨方式とする。

4 埋葬に当たっては、故人および遺族の信教の自由は完全に保障され  
る。本会は、この保障のために努める。

第7条 墓碑への刻銘については、次の基準でこれを行う。

〔1〕 当該年度の合葬者は没年月日順に黒書し、その後に希望  
する場合に限り、生前予約者を申し込み順に朱書で刻銘  
することを原則とする。

〔2〕 夫妻で同年度中に申し込まれたときは、これを併記するこ  
ができる。

〔3〕 過年度すでに刻銘された者の、夫または妻の場合、その直下  
に空白があるときに限り、刻銘することができる。

〔4〕 生前予約者が万が一のときは、次の合同追悼会までに朱書  
から黒書に改める。

### 〔第3章 追 悼 会〕

第8条 本会は、毎年4月29日、埋葬者の合同追悼会を行う。

第9条 毎年新しく埋葬された故人を、前条の合同追悼会において顕彰して追  
悼する。

第10条 第8条の合同追悼会は、埋葬者家族、本会正会員、賛助会員、及び本

会理事会で決定した団体並びに個人に通知して行う。

第11条 1 本会は、当年度に新しく埋葬する遺族に対し、第8条の合同追悼会の費用として、金5万円の会費を納骨に際し支払うよう求める。

2 合同追悼会の参加者には、ふさわしい会費の支払いを求める。

第12条 1 本会は、毎年、合同追悼会に際し、埋葬される故人を顕彰追悼する会誌を発行し、参加者に配布する。

2 本会の、会誌を発行するために、代表理事のもとに副代表理事または専務理事が主宰する会誌編集委員会を設置する。

第13条 本会は、毎年、合同追悼会の内容について宗教法人多聞寺と協議のうえ、これを行う。

第14条 合同追悼会に、第10条の人々の関係者並びに映画を愛する人々が参列できるよう、ふさわしい配慮をする。

#### [第4章 免 除]

第15条 理事会は、必要と認めた場合、第5条と第11条の費用を免除することが出来る。

#### [第5章 財 政]

第16条 本会の財政は、代表理事の・副代表理事・専務理事の責任で支弁する。

第17条 本会の活動に伴う支弁は、代表理事の決済を得て、専務理事の責任で支弁する。

第18条 1 本会は、映画人の墓の維持・管理にについて、宗教法人多門寺と契約し、多門寺に対し毎月の管理費を年一回、一括して支払う。

2 本会は、毎年、合同追悼会に関して応分の金員を宗教法人多門寺に対して支払う。但し、その金額は、前年度を下回らないよう努める。

第19条 決算は、毎年度決算とし、専務理事は次の書類を理事会宛に提出し、

監事の監査を受けなければならない。

〔1〕収支計算書 〔2〕貸借対照表 〔3〕諸勘定明細書

〔4〕その他付属書類

以上